

お知らせ

◆選定療養費の徴収について

本院は特定機能病院として地域の病院・医院・診療所との機能分担の推進を厚生労働省の制度に基づいて図っております。

特定機能病院では、他の医療機関から紹介状をお持ちにならずに来院された患者さんは、健康保険法で定められた「初・再診料」とは別に、以下の「選定療養費」をお支払いいただきます。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、来院した場合にあってはこの限りではありません。

選定療養費 初診の場合 7,700円（歯科：5,500円）

再診の場合 3,300円（歯科：2,090円）

※初診とは、他の医療機関からの紹介状なしで、初めて受診した場合

※再診とは、本院から他の医療機関（かかりつけ医等）に紹介された患者さんがかかりつけ医の紹介状なしで、患者さんの意思により本院を受診した場合